

# 平成29年3月請求分から

## 西条処理区（旧西条市域）の 下水道使用料を改定します



問合せ 市庁舎本館2階 下水道業務課 TEL0897-52-1224

### ▼改定後の西条処理区の下水道使用料（1カ月当たり。消費税込み）

種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)
一般汚水	5㎡	324円	5㎡を超え～10㎡まで	64.80円
			10㎡を超え～20㎡まで	68.04円
			20㎡を超え～30㎡まで	71.28円
			30㎡を超え～50㎡まで	74.52円
			50㎡を超え～100㎡まで	77.76円
			100㎡を超えるもの	81.00円
湯屋汚水	5㎡	324円	5㎡を超え～10㎡まで	64.80円
			10㎡を超え～20㎡まで	68.04円
			20㎡を超え～30㎡まで	71.28円
			30㎡を超えるもの	27.00円

### ▼改定後の使用水量の認定方法

使用状況		使用水量の認定方法
一般家庭	上水道のみ	<b>上水道使用水量（検針水量）</b> 上水道の使用水量を、下水道の使用水量とします。
	地下水のみ	<b>地下水認定水量</b> 世帯の人数に応じた地下水認定水量を、下水道の使用水量とします。 地下水認定水量：世帯員3人目までは、1人につき10㎡/1カ月 世帯員4人目からは、1人につき7㎡/1カ月
	上水道・地下水併用	<b>上水道使用水量（検針水量）＋地下水認定水量</b> 上水道使用水量と地下水認定水量の合計を、下水道の使用水量とします。 併用の地下水認定水量：世帯員3人目までは、1人につき5㎡/1カ月 世帯員4人目からは、1人につき3㎡/1カ月 ※併用の合計水量が、「地下水のみの使用状況」による地下水認定水量よりも少ない場合は、「地下水のみの使用状況」による地下水認定水量で使用料を算定します。
事業所		<b>上水道使用水量（検針水量）＋地下水使用水量（検針水量）</b> 上水道と地下水の使用水量を、下水道の使用水量とします。

西条市の公共下水道は、西条処理区と東予・丹原処理区の二つの処理区があります。二つの処理区の使用料は、平均で約1.5倍、最大で約2.3倍の開きがあり、現状の使用料水準では使用料で賄うべき経費の約3分の1しか回収できていないため、健全な下水道事業の確立ができていない状況にあります。

これらの問題を解消するため、学識経験者や下水道利用者など12名の委員で構成された使用料等審議会で検討いただきました。その結果、市民の融和および一体感の醸成並びに利用者負担の公平性を確保するため、平成29年3月請求分（平成28年12月・平成29年1月使用分）から西条処理区の使用料を改定させていただきましたこととなりました。

今回の改定では、二つの処理区の使用料統一には至りませんが、今後も使用料統一に向けて取り組み、健全な経営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 西条処理区の改定内容

#### 基本使用料を設定します

基本使用料は、使用水量の有無にかかわらず賦課されるもので、基本水量を5㎡として算定します。5㎡を超えて使用した場合は、超過水量として、水量に応じた超過使用料が賦課されます。

#### 一般家庭の算定方法を 人頭制から従量制に移行します

改定前は使用者の世帯人数に応じて算定していましたが、改定後は使用水量に応じて下水道使用料を算定します。

上水道利用世帯は上水道の使用水量で算定し、地下水利用世帯は世帯人数に応じて認定した使用水量で算定します。  
※使用料の算定方法は、下段「使用料算定例」と左ページに掲載の各一覧表をご参照ください。

#### 下水道使用料の改定に伴い 請求時期を変更します

改定後の下水道使用料は、使用水量が確定した2カ月後の「奇数月」に請求することになり、平成29年3月請求分から改定します。  
従量制への移行に伴い、平成29年1月請求はありませんのでご注意ください。

### ▼新・旧料金比較表（1カ月当たり。消費税込み）

地下水利用世帯				事業所・上水道利用世帯			
使用人数	旧料金	新料金（認定水量）	差額	使用水量	旧料金	新料金	差額
1人	590円	640円（10㎡）	50円	0㎡	0円	320円	320円
2人	1,190円	1,320円（20㎡）	130円	5㎡	300円	320円	20円
3人	1,790円	2,040円（30㎡）	250円	10㎡	600円	640円	40円
4人	2,390円	2,560円（37㎡）	170円	20㎡	1,200円	1,320円	120円

※10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額での請求となります。  
※使用水量の検針は2カ月に1回、奇数月に行います。

### ▼地下水利用世帯の下水道使用料算定例▼

4人世帯の場合：1カ月当たり地下水認定水量 37㎡  
地下水認定水量の計算式：3人×10㎡＋1人×7㎡＝37㎡

基本使用料	5㎡まで	324.00円
超過水量	5㎡を超え～10㎡まで	5㎡×64.80円＝324.00円
	10㎡を超え～20㎡まで	10㎡×68.04円＝680.40円
	20㎡を超え～30㎡まで	10㎡×71.28円＝712.80円
	30㎡を超え～50㎡まで	7㎡×74.52円＝521.64円

1カ月当たりの使用料 計 2,562.84円 ≒ 2,560円  
※合計に10円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

### ▼上水道利用世帯の下水道使用料算定例▼

1カ月の上水道使用水量が 20㎡ の場合

基本使用料	5㎡まで	324.00円
超過水量	5㎡を超え～10㎡まで	5㎡×64.80円＝324.00円
	10㎡を超え～20㎡まで	10㎡×68.04円＝680.40円

1カ月当たりの使用料 計 1,328.40円 ≒ 1,320円  
※合計に10円未満の端数が生じた場合は切り捨て。